

平成25年(し)第77号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件  
平成25年3月27日 第三小法廷決定

主 文

本件再審請求事件の手續は、申立人の死亡により終了した。

理 由

記録によれば、申立人は、平成22年3月21日頃から同月末日頃までの間に死亡したことが明らかである。そうすると、本件再審請求事件の手續は、申立人の死亡により終了したものというべきであるから、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 寺田逸郎 裁判官 大橋正春)